

12 鉱区税に関する調

区分		総 鉱 区		非課税鉱区		課税対象鉱区		調定額
		件数	面積又は延長	件数	面積又は延長	件数	面積又は延長	
試掘鉱区	石油及び天然ガス鉱区その他		百アール			百アール	百アール	千円
採掘鉱区	石油及び天然ガス鉱区その他	50	9,099			50	9,099	3,649
砂鉱区	法附則第13条の規定の適用を受ける鉱区 法第180条第1項第2号に規定する鉱区							
	合 計							3,649

13 狩猟税に関する調

区分		狩猟者登録総件数	調定額(千円)
法第七百条の五十二関係 第一項	第1号に該当するもの	(16,500円)	85
	法附則第32条の2第1項に該当するもの	(16,500円*1/2)	43
	法附則第32条の2第2項に該当するもの	(16,500円*1/2)	243
	第2号に該当するもの	(11,000円)	5
	法附則第32条の2第1項に該当するもの	(11,000円*1/2)	1
	法附則第32条の2第2項に該当するもの	(11,000円*1/2)	33
	第3号に該当するもの	(8,200円)	96
	法附則第32条の2第1項に該当するもの	(8,200円*1/2)	29
	法附則第32条の2第2項に該当するもの	(8,200円*1/2)	397
	第4号に該当するもの	(5,500円)	7
法第七百条の五十二関係 第二項	法附則第32条の2第1項に該当するもの	(5,500円*1/2)	1
	法附則第32条の2第2項に該当するもの	(5,500円*1/2)	18
	第5号に該当するもの	(5,500円)	14
	法附則第32条の2第1項に該当するもの	(5,500円*1/2)	3
	法附則第32条の2第2項に該当するもの	(5,500円*1/2)	30
	課税免除	法附則第32条第1項に該当するもの	65
	課税免除	法附則第32条第2項に該当するもの	0
	小 計		1,070
			6,779
法第七百条の五十二関係 第二項		(4,100円)	
		(2,700円)	
	第1号に該当するもの	(2,000円)	
		(1,300円)	
		(1,300円)	
		(12,300円)	
		(8,200円)	
	第2号に該当するもの	(6,100円)	
		(4,100円)	
	小 計	(4,100円)	
合 計			1,070
			6,779